

新たな住宅セーフティネット制度における居住支援について

令和3年3月22日(月)

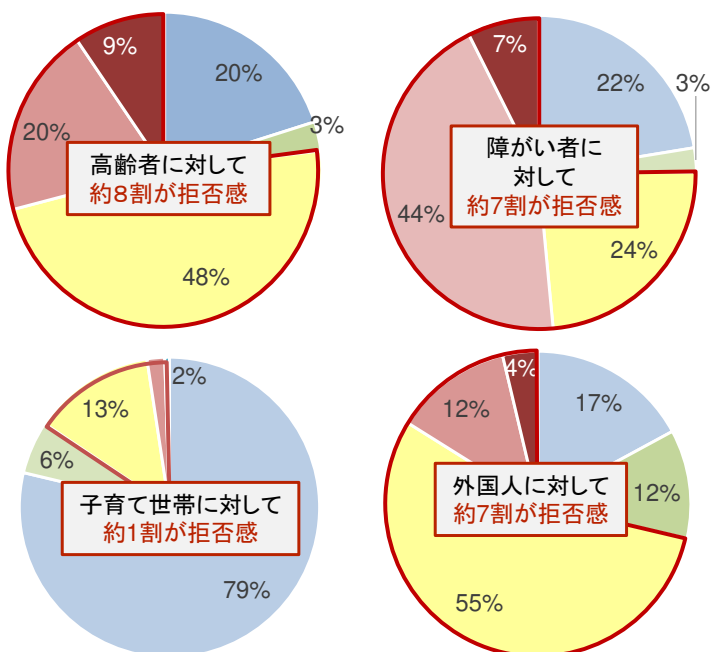
国土交通省 住宅局 安心居住推進課 課長 藤田一郎

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

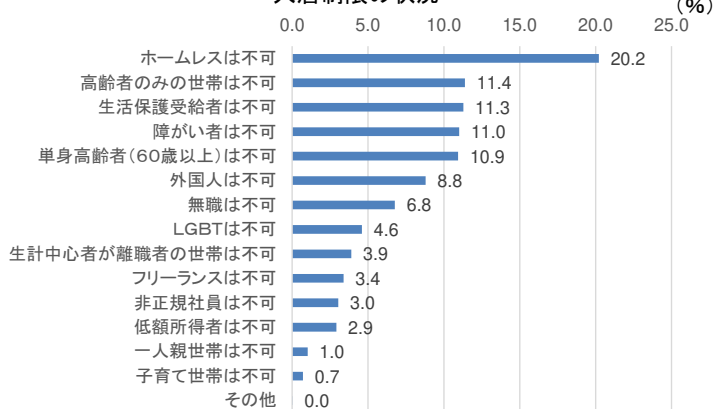
住宅確保要配慮者に対する賃貸人の入居制限の状況

○住宅確保要配慮者の入居に対して、賃貸人の一定割合は拒否感を有しており、入居制限がなされている状況。家賃の支払いに対する不安等が入居制限の理由となっている。

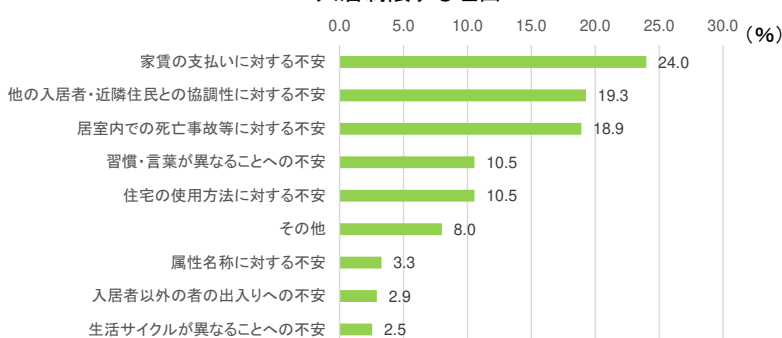
住宅確保要配慮者の入居に対する賃貸人の意識



入居制限の状況



入居制限する理由



■ 従前から変わらず拒否感はない
■ 拒否感はあるものの従前より弱くなっている
■ 従前より拒否感が強くなっている
■ 従前は拒否感があったが現在は無い
■ 従前から変わらず拒否感が強い

新たな住宅セーフティネット制度の概要

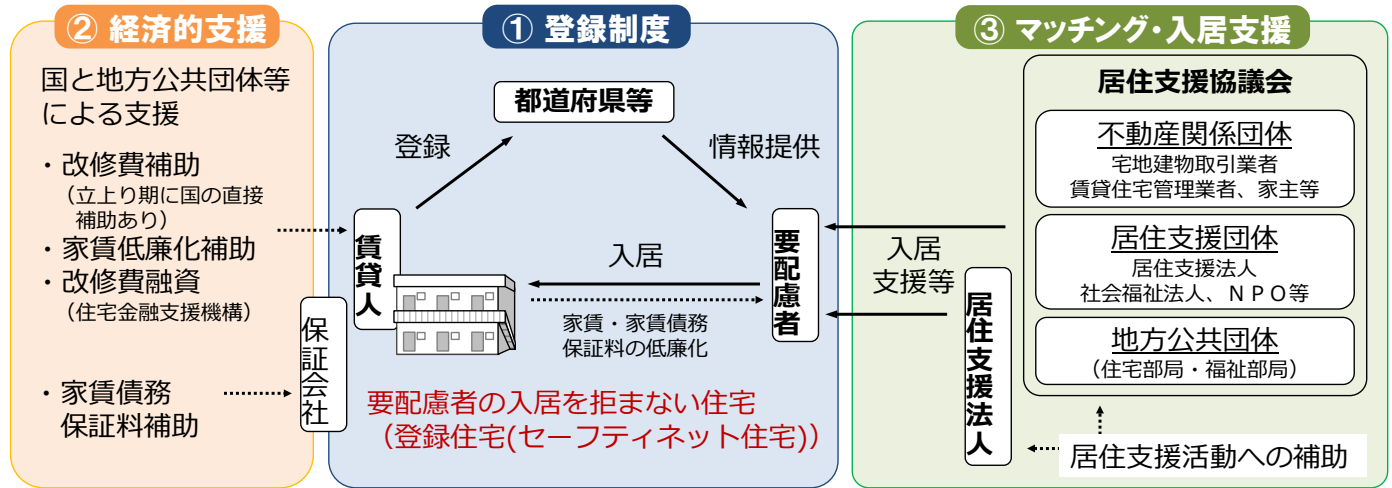
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



3

新たな住宅セーフティネット制度の施行状況(R3.1.29時点)

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

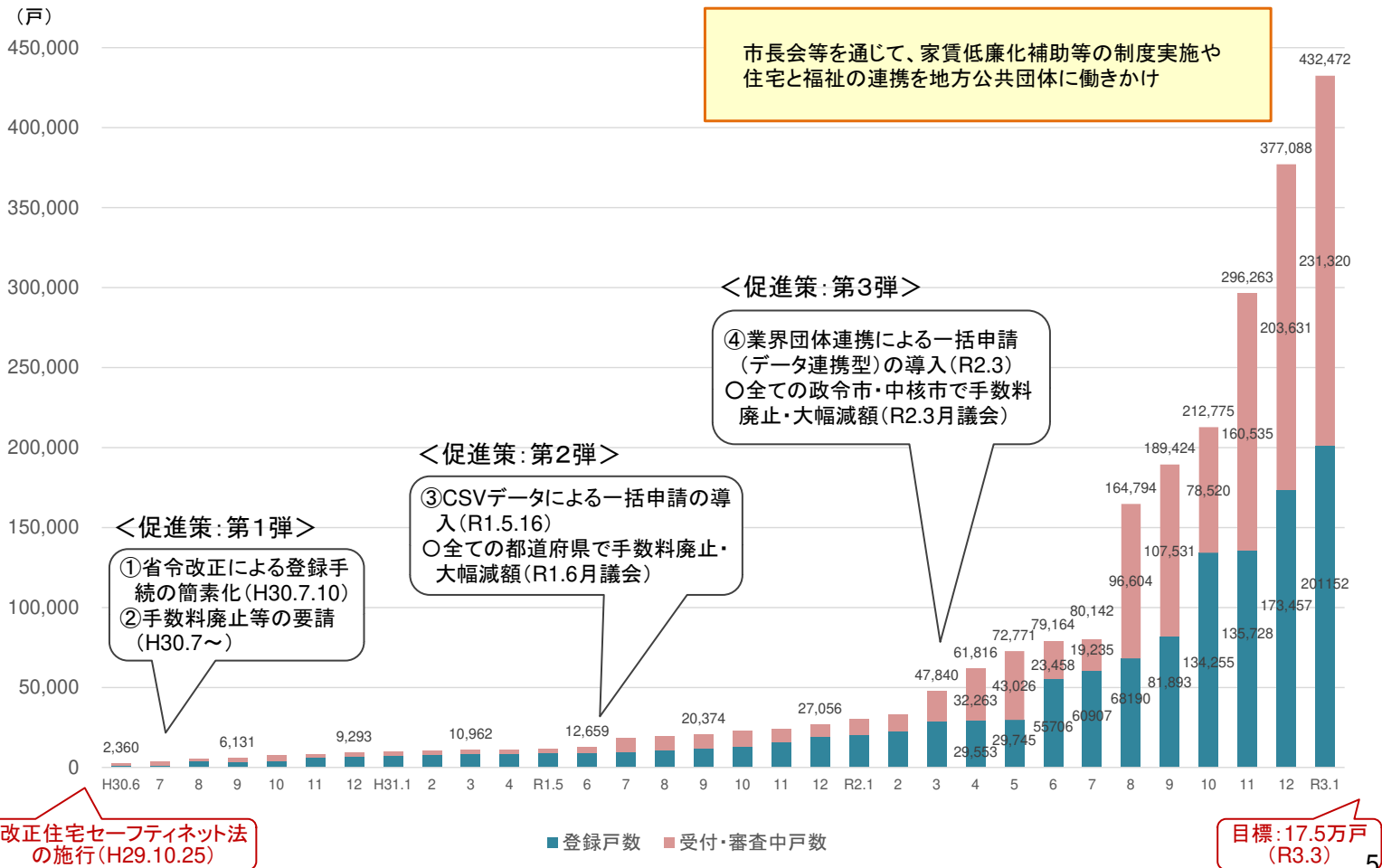
【新たな住宅セーフティネット制度の施行状況】

	施行状況	備考
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録	201,152戸 (47都道府県) <small>※受付・審査中の231,320戸を合わせると432,472戸</small>	北海道840戸、青森県391戸、岩手県7,345戸、宮城県10,221戸、秋田県102戸、山形県368戸、福島県8,615戸、茨城県3,863戸、栃木県930戸、群馬県189戸、埼玉県8,963戸、千葉県28,058戸、東京都6,924戸、神奈川県1,959戸、新潟県35戸、富山県643戸、石川県278戸、福井県110戸、山梨県387戸、長野県554戸、岐阜県275戸、静岡県7,657戸、愛知県55,529戸、三重県406戸、滋賀県200戸、京都府5,841戸、大阪府25,779戸、兵庫県18,752戸、奈良県17戸、和歌山県198戸、鳥取県840戸、島根県331戸、岡山県109戸、広島県52戸、山口県883戸、徳島県102戸、香川県127戸、愛媛県201戸、高知県14戸、福岡県1,832戸、佐賀県16戸、長崎県75戸、熊本県493戸、大分県416戸、宮崎県29戸、鹿児島県192、沖縄県11戸
居住支援法人の指定	362者 (47都道府県)	北海道24者、青森県2者、秋田県1者、岩手県3者、宮城県7者、山形県1者、福島県6者、茨城県4者、栃木県3者、群馬県2者、埼玉県9者、千葉県16者、東京都34者、神奈川県14者、新潟県2者、富山県1者、石川県5者、福井県5者、山梨県3者、長野県1者、岐阜県4者、静岡県5者、愛知県21者、三重県3者、滋賀県3者、京都府8者、大阪府56者、兵庫県14者、奈良県6者、和歌山県7者、鳥取県2者、島根県1者、岡山県8者、広島県4者、山口県4者、徳島県1者、香川県3者、愛媛県7者、高知県3者、福岡県25者、佐賀県3者、長崎県3者、熊本県14者、大分県6者、宮崎県1者、鹿児島県2者、沖縄県5者
居住支援協議会の設立	103協議会	47都道府県 56市区町(北海道札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、日野市、狛江市、多摩市、西東京市、横浜市、鎌倉市、川崎市、小海町、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、岐阜市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、徳島県東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、熊本市、合志市)
供給促進計画の策定	36都道府県 14市町	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、旭川市、盛岡市、いわき市、西東京市、横浜市、川崎市、相模原市、岡崎市、加古川市、倉敷市、福岡市、熊本市、大分市、栃木県茂木町

※家賃債務保証業者の登録：76者

4

セーフティネット登録住宅の登録戸数の月別推移(H30.6~R3.1)※月末時点



新たな住宅セーフティネット制度(住宅確保要配慮者の範囲)

法律で定める者

- ① 低額所得者
(月収15.8万円(収入分位25%)以下)
- ② 被災者(発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども(高校生相当まで)を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

国土交通省令で定める者

- ・外国人等
(条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者など)
- ・東日本大震災等の大規模災害の被災者
(発災後3年以上経過)
- ・都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者
※ 地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、UIターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者などが考えらる。

セーフティネット住宅の登録基準

登録基準

○ 規模

- ・床面積が一定の規模以上であること

※ 各戸25㎡以上

ただし、共用部分に共同で利用する台所等を備えることで、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保されるときは、18㎡以上

※ 共同居住型住宅の場合、別途定める基準

○ 構造・設備

- ・耐震性を有すること

(耐震性を確保する見込みがある場合を含む) ※検討中

- ・一定の設備（台所、便所、浴室等）を設置していること

○ 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと

○ 基本方針・地方公共団体が定める計画に照らして適切であること 等

※ 地方公共団体が供給促進計画で定めることで、耐震性等を除く基準の一部について、強化・緩和が可能

※ 1戸から登録可能

共同居住型住宅(シェアハウス)の基準

○ 住宅全体

- ・住宅全体の面積

15㎡ × N + 10㎡以上

(N:居住人数、N ≥ 2)

○ 専用居室

- ・専用居室の入居者は1人とする

- ・専用居室の面積

9㎡以上 (造り付けの収納の面積を含む)

○ 共用部分

- ・共用部分に、居間・食堂・台所、便所、洗面、洗濯室(場)、浴室又はシャワー室を設ける

- ・便所、洗面、浴室又はシャワー室は、居住人数概ね5人につき1箇所の割合で設ける

※ 別途、ひとり親向けのシェアハウスの基準を策定予定

ひとり親世帯向けシェアハウスの基準策定の検討

- セーフティネット住宅の登録基準において、居間・食堂・台所等を入居者が共同利用する共同居住型賃貸住宅（シェアハウス）については、既往の研究で整理が進んでいた単身向けの基準のみを規定（H29.10.20告示）
- 現行基準では、専用居室に複数が入居するシェアハウスは、地方自治体が賃貸住宅供給促進計画により緩和しない限りセーフティネット住宅の登録を受けられない。一方で、ひとり親世帯向けのシェアハウスについても一定の事例の把握が進んだことから、学識者の意見を踏まえつつ、ひとり親向けの基準について改正を検討しているところ。
- 12月9日～1月7日にパブリックコメントを実施したところであり、令和3年3月頃の告示を行う予定。その際、併せて技術的助言を含めた施行通知を発出する方向で検討中。

現行のシェアハウスの基準とひとり親世帯向けシェアハウスの基準(パブリックコメント時点の案)

	現行のシェアハウスの基準	ひとり親世帯向けシェアハウスの基準(案)
住宅全体の面積	<u>15㎡ × A + 10㎡以上</u> (A:入居者の定員、A ≥ 2)	15㎡ × B + 22㎡ × C + 10㎡以上 (ただし、B ≥ 1かつC ≥ 1もしくはB = 0かつC ≥ 2) ※ B : <u>ひとり親世帯向け居室以外</u> の入居者の定員 C : <u>ひとり親世帯向け居室</u> の入居世帯の定数
専用居室の面積	<u>9㎡以上</u> (造り付けの収納の面積を含む)	12㎡以上 (造り付けの収納の面積を含む) (ただし、住宅全体の面積が 15㎡ × B + 24㎡ × C + 10㎡以上の場合、 10㎡以上)
専用居室の入居者数	専用居室の入居者は <u>1人</u> とする	専用居室の入居者は ひとり親世帯(親+子) 1世帯 とする
共用部分の設備	共用部分に、居間・食堂・台所、便所、洗面、洗濯室(場)、浴室又はシャワー室を設ける (ただし、専用部分に備えられている場合を除く)	共用部分に、居間・食堂・台所、便所、洗面、洗濯室(場)、浴室又はシャワー室を設ける (ただし、専用部分に備えられている場合を除く) ※バスタブを有する浴室を少なくとも1室設置すること
共用部分の設備設置数	便所、洗面、浴室又はシャワー室は、入居者の定員を <u>5人</u> で除した数を設ける (小数点以下切り上げ)	便所と洗面は、入居者の定員と入居世帯の定数の 合計数3 につき1箇所の割合で設ける (小数点以下切り上げ) 浴室とシャワー室は、入居者の定員と入居世帯の定数の 合計数4 につき1箇所の割合で設ける (小数点以下切り上げ)

※ 上記基準のほか、ひとり親世帯向けシェアハウスに関する定義を定める。

セーフティネット住宅(専用住宅)の改修費への支援

令和3年度予算案
スマートウェルネス住宅等推進事業(230億円)の内数
社会資本整備総合交付金等の内数

住宅確保要配慮者専用の住宅に係る改修費用に対して補助を行う。

	国による直接補助 【スマートウェルネス住宅等推進事業の内数】	地方公共団体を通じた補助 【社会資本整備総合交付金の内数】
事業主体等	大家等	
補助対象 工事等	①共同居住用住居に用途変更するための改修・間取り変更 ②バリアフリー改修(外構部分のバリアフリー化を含む) ③防火・消火対策工事 ④子育て世帯対応改修(子育て支援施設の併設を含む) ⑤耐震改修 ⑥「新たな日常」に対応するための工事 (宅配ボックス、非対面式インターホン、抗菌仕様ドアノブ、 非接触型照明スイッチ、換気設備、自動ドア) ⑦居住のために最低限必要と認められた工事(従前賃貸住宅を除く) ⑧居住支援協議会等が必要と認める改修工事 ※上記工事に係る調査設計計画(インスペクションを含む)も補助対象	<p>子育て世帯対応(玄関の二重ロック化、ドアの指詰め防止) 防火・消火対策(運動型住宅用火災報知器への変更、スプリンクラー設置、内装不燃化) バリアフリー改修(手すり、廊下幅、段差解消) 耐震改修 間取り変更 外構バリアフリー化(エントランスに手すり、スロープ設置)</p> <p><対象改修工事のイメージ(例)></p>
補助率・ 補助限度額	国1/3 国費限度額：50万円/戸 ※①②③④⑤を実施する場合、補助限度額を50万円/戸加算 ※②を実施する場合であって、エレベーター改修工事を実施する場合、補助限度額を15万円/戸加算 ※④を実施する場合であって、子育て支援施設の併設については、1,000万円/施設	国1/3 + 地方1/3
入居対象者	・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等 ・低額所得者(月収15.8万円(収入分位25%)以下) ・被災者世帯	・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等 (月収38.7万円(収入分位70%)以下) ・低額所得者(月収15.8万円(収入分位25%)以下) ・被災者世帯
家賃	・公営住宅に準じた家賃の額※以下であること。 (75㎡以上の戸建て、長屋建てはその1.5倍以内の額) ※公営住宅に準じた算定式による50㎡の住戸の家賃額(例 東京都文京区：6.7万円、大阪市：6.4万円、静岡市：5.4万円等)	・近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない額であること。
その他 主な要件	・要配慮者専用住宅としての管理期間が10年以上であること。 ・情報提供やあっせんなど居住支援協議会等との連携が図られていること。	

下線部はR3年度予算における拡充事項

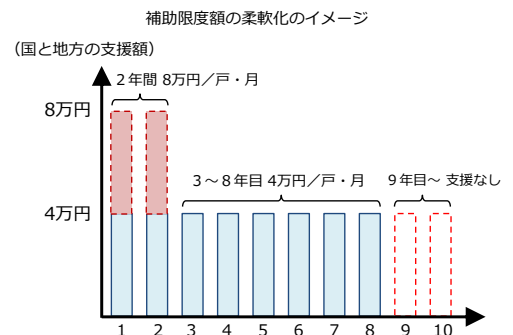
9

セーフティネット住宅(専用住宅)の家賃低廉化支援

令和3年度予算案
公的賃貸住宅家賃対策補助(125.29億円)の内数

住宅確保要配慮者専用の住宅について、家賃低廉化に係る費用に対して補助を行う。

	家賃低廉化に係る補助
事業主体等	大家等
対象世帯	月収15.8万円(収入分位25%)以下の世帯 ※住居確保給付金(生活困窮者自立支援制度)を受給している世帯を除く。 ※住宅扶助(生活保護制度)を受給する場合、最長6カ月までは併用が可能。
補助率・ 補助限度額	国1/2 + 地方1/2 (国費限度額：2万円/戸・月) ※以下の場合には、同一入居者への補助の総額が国費で240万円を超えない限りにおいて、年間の補助限度額(24万円)にかかわらず、毎月の国費限度額をそれぞれ以下に定める額までとすることが可能 ①新型コロナウイルス感染症の影響による離職、病気等の事情により収入が著しく減少(収入減少割合が概ね20%以上)し、家賃の支払いが困難となるなど特別の事情があるとき → 4万円/戸・月 ②地方公共団体が賃貸住宅供給促進計画等に定めた場合 ・三大都市圏 → 4万円/戸・月 ・政令市・中核市(三大都市圏除く) → 3万円/戸・月 ※公営住宅並み家賃への引下げに対応した額の1/2までを限度とする(R2年度までに補助を開始した住宅を除く。) ※住宅扶助と併用する場合、合計が住宅扶助基準額を超えないものとする。
低廉化前の家賃	近傍同種家賃と均衡を失しないこと。
支援期間	・管理開始から原則10年以内等 ※ただし、同一入居者への補助の総額が国費で240万円を超えない場合は、最長20年間
その他の 主な要件	・原則として、賃貸人が当該住宅の入居者を公募すること ※以下のいずれにも該当する場合に公募要件を適用除外する。 1) 地方公共団体が、就労や子育て等を理由に当該住宅に住み続けることが必要な者を対象として家賃低廉化支援を行うことを、賃貸住宅供給促進計画等に位置付けること 2) 地方公共団体が、補助対象となる住宅について公募を行うこと 3) 他のSN住宅や公的賃貸住宅に対する応募状況等を勘案して、同等の要件を備えた公募中の住宅があり、当該住宅に(ア)応募がない、または(イ)応募があっても、現入居者の方が困窮度が高い場合であって、より困窮度の高い他の入居対象者の入居を阻害しないと認められること



赤字はR2年度第3次補正予算、R3年度予算における拡充事項10

セーフティネット住宅(専用住宅)の家賃債務保証料低廉化支援

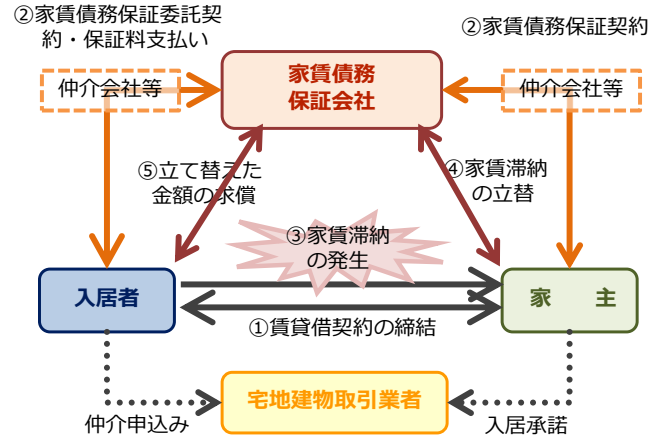
令和3年度予算案
公的賃貸住宅家賃対策補助
(125.29億円)の内数

住宅確保要配慮者専用の住宅について、家賃債務保証料の低廉化に係る費用に対して補助を行う。

家賃債務保証料の低廉化に係る補助	
事業主体等	家賃債務保証会社、 <u>保険会社</u> 等
低廉化の対象となる費用	家賃債務保証料、 <u>孤独死・残置物に係る保険料</u>
低廉化対象世帯	月収15.8万円(収入分位25%)以下の世帯
補助率・補助限度額	<p>国1/2+地方1/2 (国費限度額:3万円/戸)</p> <p>※補助の総額が国費で240万円を超えない限りにおいて、<u>年間の補助限度額にかかわらず、家賃低廉化との併用が可能。</u></p> <p>補助限度額の柔軟化のイメージ (国と地方の支援額)</p>

赤字はR2年度第3次補正予算、R3年度予算における拡充事項

【家賃債務保証の概要】



要配慮者に対する入居制限の状況・理由と必要な居住支援策

全国の不動産関係団体等会員事業者へアンケート調査(令和元年度実施、回答数1,988件)

世帯属性	入居制限の状況		入居制限の理由(複数回答)		必要な居住支援策(複数回答) ●50%以上 ◎40~49% ○30~39%						
	制限している	条件付きで制限している	第1位(%)	第2位(%)	入居を拒まない物件の情報発信	家賃債務保証の情報提供	契約手続きのサポート	見守りや生活支援	入居トラブルの相談対応	金銭・財産管理	死亡時の残存家財処理
高齢単身世帯	5%	39%	孤独死などの不安(82%)	保証人がいない、保証会社の審査に通らない(43%)		◎(49%)		●(61%)			●(61%)
高齢者のみの世帯	3%	35%	孤独死などの不安(60%)	保証人がいない(46%)	○(32%)	◎(48%)		●(58%)			●(50%)
障がい者のいる世帯	4%	35%	近隣住民との協調性に不安(52%)	衛生面や火災等の不安(28%)	◎(42%)	○(32%)		●(60%)	◎(48%)		
低額所得世帯	7%	42%	家賃の支払いに不安(69%)	保証会社の審査に通らない(54%)	○(37%)	●(61%)		○(31%)	○(38%)	○(37%)	
ひとり親世帯	1%	14%	家賃の支払いに不安(50%)	保証会社の審査に通らない(42%)	○(37%)	●(52%)		◎(42%)	○(35%)		
子育て世帯	1%	9%	近隣住民との協調性に不安(40%)	家賃の支払いに不安(34%)	○(38%)	◎(43%)		○(33%)	◎(47%)		
外国人世帯	10%	48%	異なる習慣や言語への不安(68%)	近隣住民との協調性に不安(59%)	◎(43%)	◎(45%)	◎(44%)		●(76%)		

居住支援協議会の概要

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

概要

(1) 設立状況 103協議会が設立（令和3年1月31日時点）

- 都道府県（全都道府県）
 - 市区町（56市区町）
- 北海道札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、岐阜市、小海町、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、熊本市、合志市

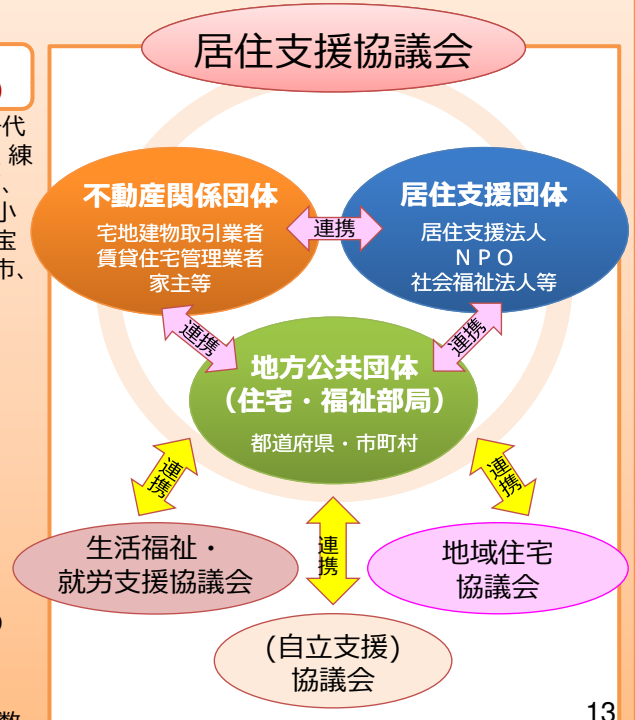
この他、60市区町村で設立検討中
(うち19市区町村が令和3年度までに設立予定)

(2) 居住支援協議会による主な活動内容

- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施
(住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等)
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

(3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援
〔令和3年度予算案〕
共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.8億円）の内数



13

居住支援協議会の設立目標

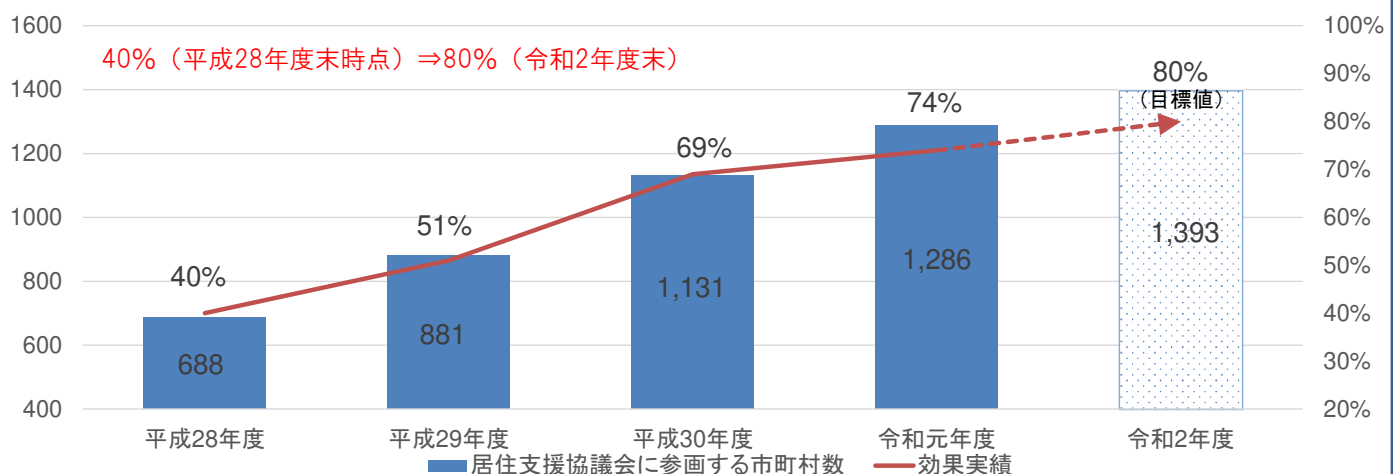
居住支援協議会の設立状況

103協議会が設立（R3年1月31日時点）

- 都道府県（全都道府県）
 - 区市町（56区市町）
- 北海道札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、世田谷区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、大田区、練馬区、足立区、江戸川区、葛飾区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、日野市、狛江市、多摩市、横浜市、鎌倉市、川崎市、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、長野県小海町、岐阜市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、徳島県東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、熊本市、合志市

この他、60市区町村で設立検討中
(うち19市区町村が令和3年度までに設立予定)

居住支援協議会に参画する市区町村及び自ら設立する市区町村の合計が全体(1,741市区町村)に占める割合



(出典)：平成17年～平成26年 総務省「人口統計」
平成27年～平成37年 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

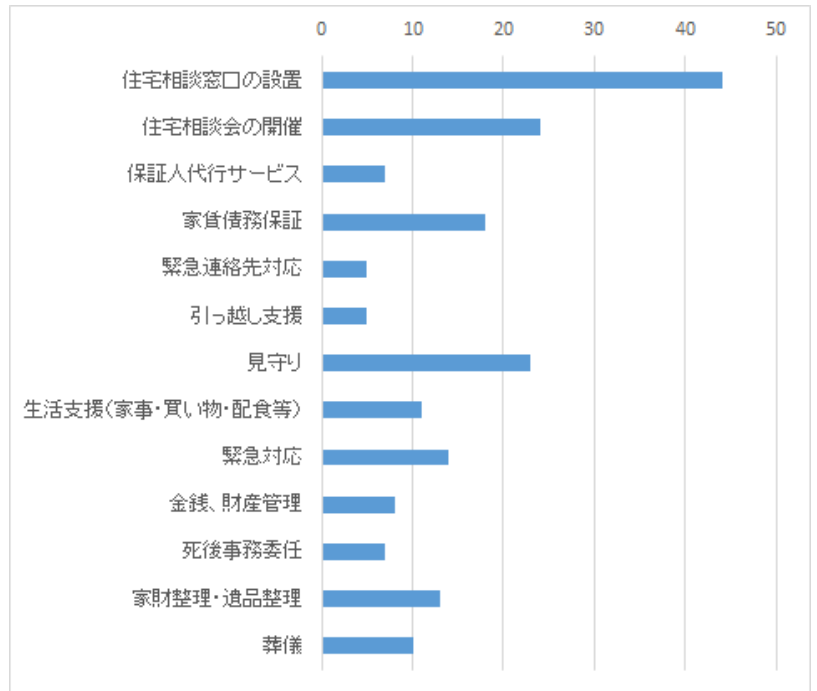
居住支援協議会の設置・取組状況

- 20の政令市のうち、居住支援協議会を設置しているのは12市。
- 住民に身近な福祉サービスを提供し、居住支援ニーズを把握しやすいのは市町村であり、行政の能力が高く、様々な居住支援のニーズがある大規模な都市においては、独自の居住支援協議会の設置が望ましい。

<政令市における設置状況>

政令市名	設置状況	設置時期
札幌市	○	R2. 1
仙台市	—	
さいたま市	○	R1. 8
千葉市	○	H31. 3
川崎市	○	H28. 6
相模原市	—	令和2年度設立予定
横浜市	○	H30. 10
新潟市	—	
静岡市	—	
浜松市	—	
名古屋市	○	H30. 5
京都市	○	H24. 9
大阪市	—	
堺市	—	
神戸市	○	H23. 12
岡山市	—	
広島市	○	H30. 7
北九州市	○	H24. 11
福岡市	○	H21. 3
熊本市	○	H23. 7

<設置済の協議会における取組状況>



※H30年1月時点の69協議会へのアンケートによる。取組には、サービスを紹介しているものも含む。

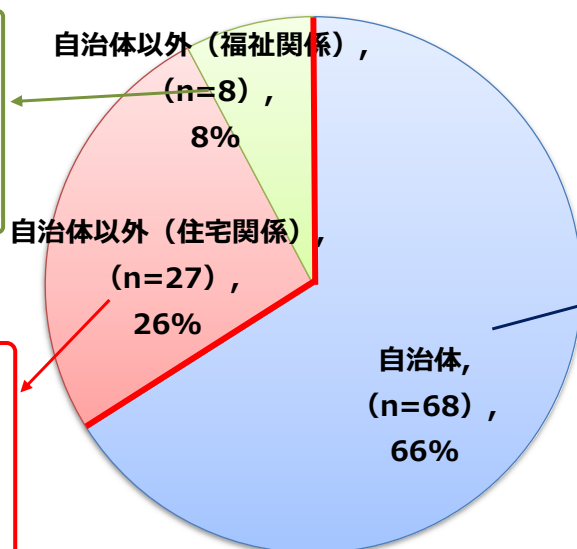
居住支援協議会の事務局

- 居住支援協議会の事務局は自治体が直営する必要はありません。
(約35%の協議会が自治体以外の団体に事務局を置いている)
- 協議会の事務局を自治体以外の団体に置くことで、①自治体職員の負担軽減や、②団体の財源確保策にもなります。

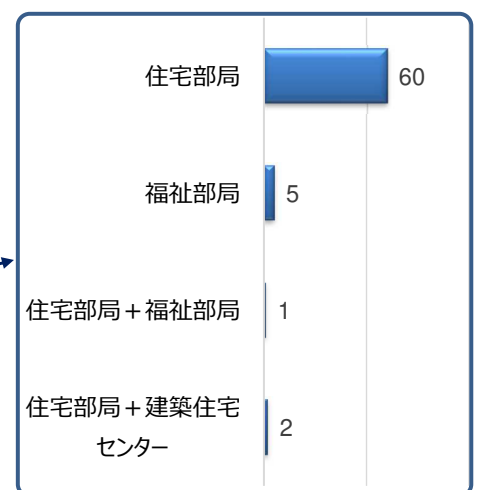
【福祉関係団体の内訳】



【設立状況】(n=103)



【自治体の内訳】



【住宅関係団体の内訳】



※令和3年1月31日時点

居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- ・ 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・ 都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

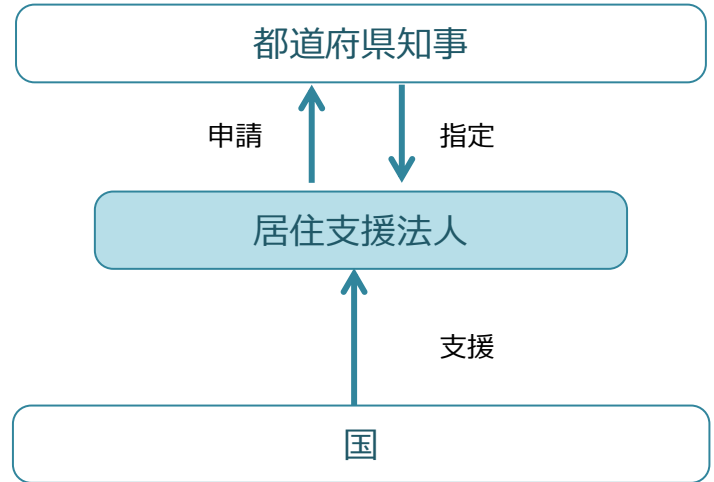
- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

【制度スキーム】



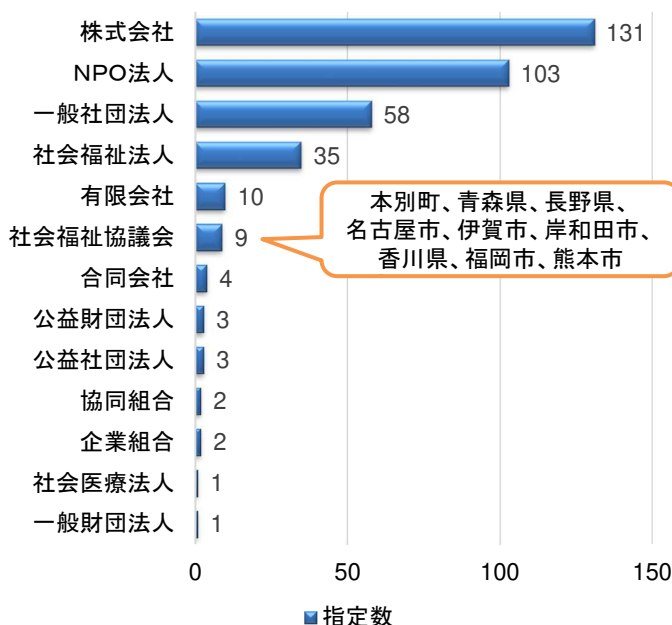
● 居住支援法人への支援措置

- ・ 居住支援法人が行う業務に対し支援（定額補助、補助限度額1,000万円等）。
- ・ [R3年度予算案] 共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.8億円）の内数

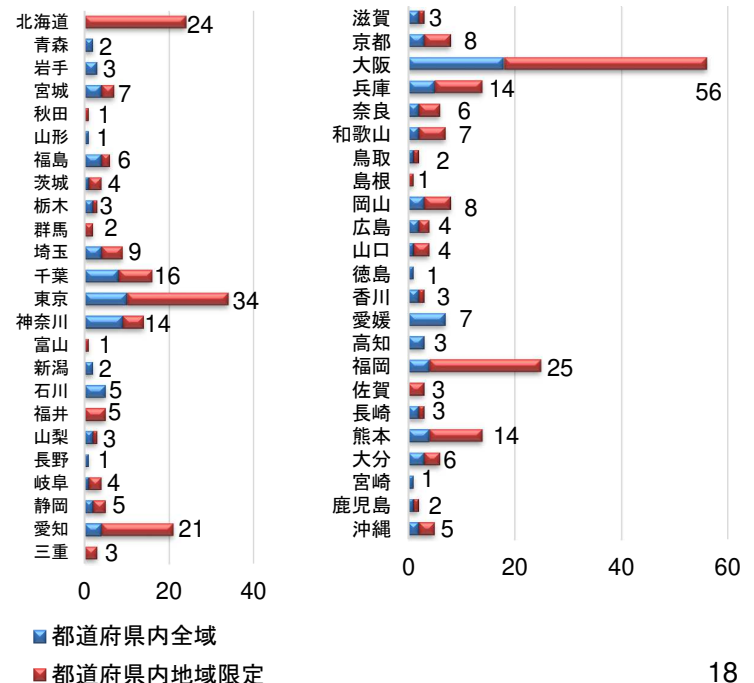
居住支援法人制度の指定状況

- 47都道府県 362法人が指定（R3.1.31時点）
- 法人属性別では、株式会社およびNPO法人の指定が多い状況（全体の約65%）
- 都道府県別では、大阪府が56法人と最多指定

■ 法人属性別



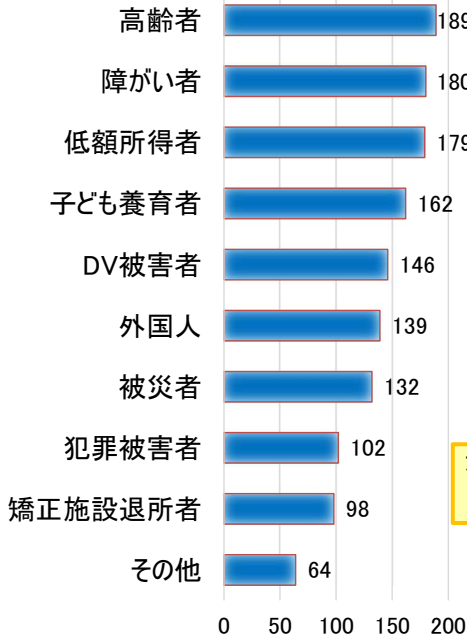
■ 都道府県別



令和2年度居住支援法人活動支援事業の応募状況等

- 令和2年度は、203法人が応募・交付決定は187法人 ※令和元年度 161法人が応募 交付決定は138法人
- 多くの支援法人で昨年度同様、高齢者、障がい者、低額所得者、子ども養育者などを事業対象者として活動
- 入居前支援は必須項目化のため、全203法人が実施。見守り等の入居中支援は殆どの法人が実施。家財処分等の死亡・退去時支援は約7割が実施。

事業対象者



事業内容

入居前支援
必須項目

相談窓口設置や訪問による相談対応、情報提供及びマッチング
不動産業者や物件情報の紹介、不動産店等への同行
物件内覧の同行や、契約時の手続き支援、立ち会い

入居中支援
↑97法人

見守りサービス(訪問・機器設置など) 197
生活相談・緊急時の駆けつけ対応 189
就労支援・生活指導 181

死亡・退去時支援
(151法人)

家財処分・遺品整理 151
死後事務委任等 70

その他

制度周知やネットワーク形成のためのセミナー開催等 120

居住支援法人の取組事例

① ホームレス等の低額所得高齢者に対し、生活・住まいだけでなく「ひとりにしない」支援

NPO法人 抱樸(福岡)

- ・空き家を改修し、高齢者、障害者、刑余者等の住宅確保要配慮者向けの共同住宅と、障がい者グループホームを整備。
- ・生活支援付債務保証等を実施し、賃貸人が安心して住宅確保要配慮者へ賃貸できる体制の構築。

② 要配慮者が希望する物件を法人が借り上げて住まいと見守りを提供

社会福祉法人悠々会(東京)

- ・要配慮者へのヒアリングにより、希望にあった物件を探し、法人として一部屋ごとにサブリース契約を締結。
- ・家主への支払いを減額した分で、入居後の24時間見守りサービスや日常生活支援を実施。

③ ひとり親子育て家庭に特化した伴走型サポートを実施

NPO法人 リトルワンズ(東京)

- ・NPOと不動産事業者の連携によるひとり親向け専用のサイトを開設し、空き家・空き室とひとり親世帯をマッチング。
- ・生活的基盤を安定するために必要な社会的スキルを身につける自立サポートを実施。
- ・社会的・情動的孤立からの救済のため、イベントやセミナーを開催。

④ 外国人に特化して多言語による入居や退去の相談・支援を実施

NPO法人 かながわ外国人すまいサポートセンター(神奈川)

- ・多言語コーディネータースタッフによる入居相談の受付。
- ・多言語対応の住宅借り方マニュアル等のパンフレット作成。
- ・物件説明や契約の際など必要に応じて通訳ボランティアを派遣。

⑤ 不動産会社とNPOが表裏一体のスタイルで「決して断らない」支援を実現

NPO法人 ワンエイド(神奈川)

- ・不動産会社とNPO法人の2つの立場で、住宅探しから生活相談まであらゆる相談に対して断らずに支援。
- ・フードバンク活動も併せて展開。

⑥ 住まいの確保と住まい方の包括支援を社協として実施

熊本市社会福祉協議会(熊本)

- ・賃貸借契約時に求められる保証を社協が行い、入居時から退去時までの包括的かつ継続的な支援を実施。

住まい支援の連携強化のための連絡協議会

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・住宅分野等のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省、法務省の関係局及び各関係団体による情報共有や協議を行う標記連絡協議会を設置。 ※平成28～30年度に5回、厚生労働省及び国土交通省の局長級を構成員とする連絡協議会を開催

構成員

<厚生労働省>

子ども家庭局長
社会・援護局長
障害保健福祉部長
老健局長

<国土交通省>

住宅局長

<法務省>

矯正局長
保護局長
※ 出入国管理庁はオブザーバー参加

<福祉関係>

- ・全国社会福祉協議会
- ・一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人 ホームレス支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人 日本相談支援専門協会
- ・公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
- ・全国児童養護施設協議会
- ・全国母子寡婦福祉団体協議会
- ・一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会

<住宅・不動産関係>

- ・一般社団法人 全国居住支援法人協議会
- ・公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会(日管協)
- ・公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会(ちんたい協会)
- ・公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会(全宅連)
- ・公益社団法人 全日本不動産協会(全日)

<矯正・保護関係>

- ・更生保護法人 全国更生保護法人連盟
- ・認定特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構

議題(案)

○第1回連絡協議会(令和2年8月3日開催)

- ・各省の施策の現状・課題等
- ・各関係団体からの報告(コロナ禍を含む現状と課題等)
- ・地方支分部局のブロック単位での連携体制構築

21

居住支援の促進に関する取組一覧(令和2年度)

自治体支援・連携

～各団体の有する活動のノウハウや課題を共有～

■都道府県による意見交換会の実施

- ・居住支援法人の指定数が多い・指定がなかなか進まない都道府県を対象に意見交換会を実施(令和元年度)。
- ・今年度も、居住支援法人の指定状況を踏まえつつ、同様に意見交換会を実施予定。
- ⇒ 抱える課題の共有や整理、解決方法を検討。

■住まい支援の連携強化のための連絡協議会

- ・厚生労働省と国土交通省、法務省の関係局及び各関係団体による情報共有や協議を行う連絡協議会を設置。
- ⇒ 地方ブロック単位でも地方厚生局、地方整備局、地方更生保護委員会が連携して、情報交換やヒアリング等を実施予定。

伴走支援・個別支援

～「顔の見える関係」で住宅と福祉の垣根を取り払う～

■居住支援協議会伴走支援プロジェクト

- ・協議会の設立や活性化に意欲のある自治体等に手を挙げてもらい、ハズオン支援を実施(R2年度の採択は3自治体)。
- ・生活困窮制度との連携部門も新たに創設。
- ⇒ 課題、対応策に係るノウハウを整理し、今後の支援に活用。

■都道府県協議会の取組支援、市町村への個別支援

- ・都道府県居住支援協議会のセミナー後に市区町村含めた車座意見交換会を実施(10力所程度)。
- ⇒ 必要に応じて個別支援につなげる。

財政面・情報面からの支援

～持続可能なビジネスモデルへの転換を目指す～

財政支援

■居住支援法人・協議会の活動費に対する補助事業

- ・居住支援法人や居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する活動に対して、国が必要な費用を補助。
- (補助限度額: 1団体あたり1,000万円)[予算: 10.5億円の内数]
- ※その他、居住支援法人が活用できる各種補助・助成金を一覧に整理

その他

■居住支援協議会設立・活性化手引きの作成

- ・居住支援協議会設立のメリットや先進事例を紹介するとともに、設立への検討過程の参考をとりまとめ。

情報支援

■居住支援全国サミットの開催

- ・平成24年度より厚生労働省と共催にて毎年開催。
- ・国における施策や全国の先進的な取組みの情報提供を行う。

■居住支援メールマガジン

- ・地域で居住支援に取り組む人々に居住支援に役立つ情報を直接配信(約1,900アドレス)。
- ⇒ 意欲はあるがノウハウのない団体のネットワーク化を促進。

■居住支援法人研修会、居住支援法人リーダー研修会

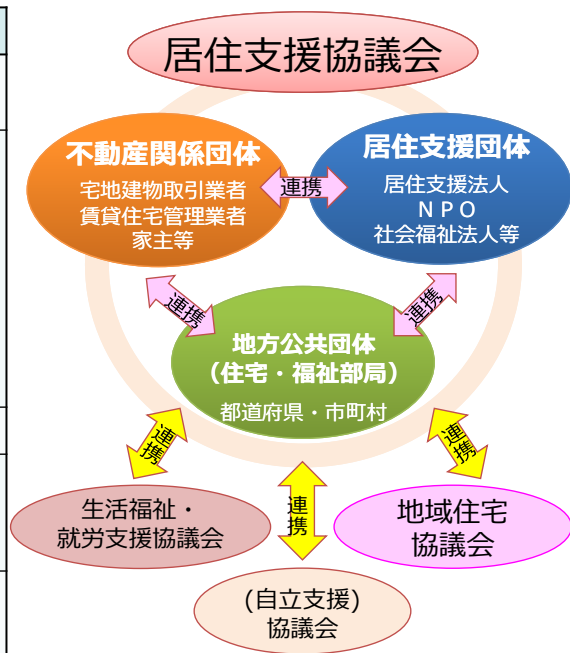
- ⇒ エリア毎の居住支援法人のネットワーク形成を促し、身近な地域で交流や学び合いができるような関係構築の契機とする。
- ⇒ 地域で居住支援法人の相談を担える人材づくり

■居住支援法人アドバイス事業

- ・居住支援法人の指定申請や指定後の事業についてアドバイスを実施

居住支援協議会、居住支援法人または**地方公共団体**等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業に対して補助を行う（事業期間：令和2～6年度）

居住支援協議会等活動支援事業	
事業主体	住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会、居住支援法人または 地方公共団体 等
補助対象事業	① 入居前支援（相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等） ② 入居中支援（見守りや生活相談、緊急時対応等） ③ 死亡・退去時支援（家財・遺品整理や処分、死後事務委任等） ④ セミナー・勉強会等の開催（制度や取組等の周知普及） ⑤ 関係者間のネットワーク形成や拡充に資する取組み ⑥ 地方公共団体において、住まいを含む総合相談窓口を設置する等、住宅・福祉の連携によるモデル的な体制を整備 等
補助率・補助限度額	定額 10,000千円/協議会等（なお、外国人の入居の円滑化に係る活動または 空き家等を借りてサブリース方式で支援付きのセーフティネット住宅の運営 を行う場合は 12,000千円/協議会等 ） 赤字はR3年度予算における拡充事項
配分上の重点化	刑務所出所者と障害者の入居の円滑化に係る活動については、重点的に予算を配分する方針



居住支援協議会

- ・地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
- ・設立状況；103協議会（全都道府県・53市区町）が設立（R3.1.31時点）

居住支援法人

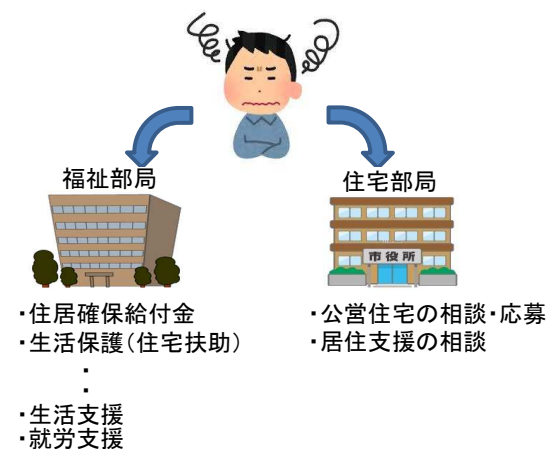
- ・都道府県が、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）、社会福祉法人、居住支援を目的とする株式会社等 を指定
- ・設立状況；362者（47都道府県）が指定（R3.1.31時点）

令和3年度における福祉・住宅総合相談窓口のモデル事業への支援

●自治体の福祉・住宅部局が連携し、住まいに関する相談を福祉関係の相談と合わせてワンストップで受け取ることができる総合相談窓口等の体制づくりをモデル的に取り組む地方公共団体に対して新たに支援

現在の相談体制

住まいや生活、就労など内容ごとに相談先はバラバラ...



総合相談窓口設置後の体制

福祉・住宅の総合相談窓口設置により複合的な相談内容にもワンストップで対応が可能

【設置イメージ】



地方公共団体における総合的な相談対応(例)

- ・住居の確保に関する支援
- ・緊急的な生活に対する支援
- ・就労に向けた支援
- ・家計改善に向けた支援
- ・子どもの学習や生活に関する支援

国土交通省の支援内容(案)

- ・総合相談ブース設置費
- ・人材派遣にかかる人件費、PCRリース費
- ・相談員マニュアルの作成費
- ・相談員の研修費
- ・居住に関する調査研究費 等

- 国土交通省住宅局安心居住推進課では、2019年2月に居住支援メールマガジンを創設しました。
- 居住支援に役立つ情報を地域で居住支援に取り組む人々に直接配信しています！

登録方法

- ◆ご所属・お名前を記載いただき、下記アドレスまでご連絡ください。

※配信停止・配信先変更も同じアドレスです。



hqt-housing-support@mlit.go.jp

誰でも配信できます！！

- ◆このメールマガジンでは、みなさまの活動についても配信しております。
掲載希望の内容などございましたら、左記アドレス（登録と同じ）までご連絡ください！！

官・民、住宅・福祉問わず、**約1,900アドレス**が登録されています！！

- ◆過去のアーカイブ

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html